

公示 第550号

令和6年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合

理事長 坂ノ上 誠



規約の変更(準備金保有方法)の公示について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第124回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

◆ 変更内容

第6章第48条を

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。

ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額について、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) 銀行、相互銀行若しくは信託銀行への預金若しくは郵便貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く、

に改める。

※変更前は、準備金のうち換金が容易な保有形態については、「前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額」となっていたので、厚生労働省通知「健康保険組合の事業運営基準」に則って保有基準を改める。

◆ 施行日

この規約は、令和6年3月1日から施行する。

以上